

災害時における輸送業務等に関する協定書

幕別町（以下「甲」という。）と一般社団法人十勝地区トラック協会（以下「乙」という。）は、幕別町内に地震、豪雨、豪雪、暴風その他の異常な自然現象による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における物資の輸送業務及び情報収集（以下「輸送業務等」という。）の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時に甲が行う救援物資の輸送の協力を乙が行うことにより、円滑な輸送体制の構築と災害応急対策の迅速な対応を図り、町民の安全確保に寄与することを目的とする。

（輸送業務等の対象）

第2条 この協定における輸送業務等の対象は、次に掲げるものとする。

- （1）災害時に甲が行う救援物資の輸送
- （2）災害の状況、被害情報の収集

（協力の要請）

第3条 甲は、災害時における輸送業務等を要請する場合は、次に掲げる事項を記載した文書により要請するものとする。ただし、やむを得ない事情で文書により要請できない場合は、電話等により要請し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

- （1）要請する者の氏名
- （2）災害の状況及び要請する理由
- （3）輸送年月日
- （4）輸送場所（物資の積み下ろし場所）
- （5）要請する車両台数
- （6）輸送品目及び量
- （7）その他、要請に必要な事項

（協力の実施）

第4条 乙は、前条の規定により甲の要請があったときは、特別の理由がない限り、他に優先して乙に所属する運送事業者を指定し（以下「指定運送事業者」という。）、甲の輸送業務等に協力させるものとする。

2 乙は、平常時の業務中においても、甲が管理する道路等における損壊、土石の崩落、倒木等の危険箇所を発見したときには、業務に支障をきたさない

範囲で甲への情報提供に協力するものとする。

(報 告)

第5条 乙は、前条の規定により輸送業務等を実施した場合は、甲に対して実施内容を電話等により報告し、その後、速やかに実施内容及び費用の概要等を記載した文書を提出するものとする。

(経費の負担)

第6条 甲は、乙が第2条第1号の対象に規定する要請に基づく輸送業務を行なったときは、その輸送業務に要した経費を負担するものとする。なお、輸送業務に要した経費は、貨物自動車運送事業法（平成元年12月19日法律第83号）第11条の規定により国土交通大臣に届出した額によるものとする。

(経費の支払い)

第7条 甲は、乙から前条に規定する経費の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに支払うものとする。

(事故)

第8条 乙は、第3条の規定により要請された輸送業務等（以下「要請業務」という。）の運行に際し、事故が発生したときは、甲に対し速やかにその状況を報告するものとする。

(損害賠償及び紛争解決)

第9条 指定運送事業者は、要請業務の運行に際し、自らの責に帰する理由により、甲及び第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとし、紛争が生じた場合には、早期解決のため誠実に対応するものとする。

(災害補償)

第10条 指定運送事業者は、雇用する従業員が要請業務中に、死亡又は負傷等をしたときは、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）を適用し、補償を行うものとする。

(燃料確保及び車両の通行)

第11条 甲は、乙が要請業務の運行に際し、必要な燃料を確保できるように努めるものとする。

2 甲は、乙が要請業務の運行に際し、車両を緊急通行車両として通行できるように可能な範囲で支援するものとする。

(情報交換)

第12条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(協定の有効期間)

第13条 本協定の有効期間は協定締結日から1年間とし、有効期間満了までに、甲乙双方又はいずれか一方から解約等の意思表示がないときは更新されるものとし、以降同様とする。

(その他)

第14条 この協定の施行に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

2 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成27年2月27日

甲 中川郡幕別町本町130番地

幕別町

幕別町長 岡田和



乙 帯広市西19条北2丁目4番地

一般社団法人十勝地区トラック協会

会長 沢本輝之

